

公共施設使用に係る「減免団体」登録制度について

京丹後市役所

【問い合わせ先】総務部 財政課

電話 0772-69-0160

公民館や体育館などの市の公共施設について、類似の施設や地域間で不均衡が生じていた使用料等の減免（減額・免除）の取り扱いについて見直しを行いました。この見直しにより、令和5年4月1日以降の利用で減免を受けようとする場合は、あらかじめ減免団体の登録手続きが必要となります。減免を希望される団体については、次のとおり登録申請をしてください。

※ 減免団体の登録が不要な場合もありますので、詳しくは、2頁【減免基準】でご確認ください。

【減免団体登録申請】

<申請が必要な団体>

- ① 中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障害者等で構成する団体
- ② 社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体

<減免団体登録要件> 2頁【減免団体登録要件】でご確認ください。

<申請受付>

令和5年1月16日（月）から

※ 4月1日以降の利用で減免を希望される場合は、減免団体の登録が必要となります。登録するまでに10日程度の期間を要しますので、出来るだけ早期に申請してください。

※ 減免団体登録の有効期限は、令和8年3月31日までとなります。

<提出書類>

- ① 登録申請書〔記入例：4頁〕
 - ② 団体の規約又は規約に準ずるもの
 - ③ 団体の役員名簿（役員の氏名、住所及び生年月日を記載したもの。）
 - ④ 団体の活動計画又はこれに準ずるもの
- ※ ②～④の書類は、決められた書式はありませんが、5～8頁に例を示していますので、参考にしてください。
- ※ 文化協会、体育協会等市長が認める団体（市が事務局の団体を除く。）については、登録要件の確認を行うことを前提として、①登録申請書（個別）の一括提出を可能とします。この場合、②～④の書類については、省略を可能とします。

<申請書提出先> 各市民局、施設所管課、財政課（峰山庁舎）

<その他>

- ・減免団体として登録されると、減免団体登録証を交付（団体の代表者の住所に郵送）します。施設の使用申請の際に申し出いただくことで、使用料が減免となります。
- ・毎年度、減免の状況を市ホームページ等で公表し、減免の透明性を図ります。

※ 登録申請書や規約のひな型などは、各市民局、施設所管課、財政課に備え付けています。また、市ホームページにも掲載しています。

【減免団体登録要件】

※①～⑦全て該当

- ① 京丹後市内に所在地を有する団体であること。
- ② 青少年の健全育成、地域福祉の向上、地域の活性化、市民の健康づくり、市民の生きがいづくり等の活動を目的として設立された団体（事業所の従業員等で構成される団体を除く。）であること。
- ③ 団体の構成員が3人以上で、構成員の3分の2以上が本市に住所を有すること。
- ④ 活動の目的に賛同する市民が加入し、及び脱退することができること。
- ⑤ 年間を通して継続的な活動を行っていること。
- ⑥ 団体の規約又は規約に準ずるものによって、団体の活動目的及び代表者を定めていること。
- ⑦ 営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

【減免基準】

利用目的⑤⑥により減免を受けようとする場合は、減免団体の登録が必要となります。それ以外で減免を受けようとする場合は、減免団体の登録は不要です。

区 分	利 用 目 的
免除	① 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む）が主催又は共催（入場料を徴収する等営利目的は除く）して利用するとき。
	② 国又は他の地方公共団体が利用するとき。
	③ 市内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき（クラブ活動を含む）。
	④ 市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき。
	⑤ <u>中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障害者等で構成する団体（減免団体に登録されている団体）</u> が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき。
減額 (75%)	⑥ <u>社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体（減免団体に登録されている団体）</u> が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき。
減額 (50%)	⑦ 市外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育を目的として利用するとき、又は市内の高等学校が教育を目的として利用するとき。
市長が認める額	⑧ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

※ 上記④⑤（65歳以上で構成する団体及び障害者等で構成する団体）⑥⑦の冷暖房料などは、原則、**減免しません**。また、アグリセンター大宮の多目的ホールの照明設備及び移動観覧席使用料並びに峰山総合福祉センターのコミュニティホールの移動観覧席使用料は **50%を減額します**。

【減免団体登録の流れ】

(1) 減免団体登録申請

【減免団体登録申請必要書類】

- ① 減免団体登録申請書
 - ② 団体の規約又は規約に準ずるもの
 - ③ 団体の役員名簿（役員の氏名、住所及び生年月日を記載したもの。）
 - ④ 団体の活動計画又はこれに準ずるもの
- ※ 文化協会、体育協会等市長が認める団体（市が事務局の団体を除く。）については、登録要件の確認を行うことを前提として、①減免団体登録申請書（個別）の一括提出を可能とします（②～④の添付書類は省略可）。

【毎年度】

減免の状況公表

※ 市HP・行財政改革推進委員会

(2) 減免団体要件確認

※ 必要に応じて関係部署に確認

却下

減免団体登録却下通知書

決定

(3) 減免団体登録証交付

※ 有効期間は最長3年間（使用料の定期的な検証に合わせて申請受付）

登録内容に変更があった場合は再登録

【再登録が必要な登録内容の変更】

- ① 団体名
- ② 活動目的
- ③ 毎年度4月1日において登録団体区分（例：4月1日現在で構成員の半数以上が65歳以上となり減免割合が75%減額から免除となった場合など）

※ 減免団体登録要件に該当しなくなったとき、又は登録証を紛失し、若しくは損傷したときは、書面により、速やかに申出

(4) 施設利用申請

※ 減免団体登録の有無確認
※ 虚偽の申請等は登録を取り消し

京丹後市長 様

申請者 団体名 ●●●グループ

代表者名 ●● ●●

京丹後市公の施設使用料等減免団体登録申請書

京丹後市公の施設の使用料等の減免対象となる団体の登録に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり減免団体の登録を受けたいので申請します。

ふりがな 団体名		●●●くるーぶ ●●●グループ	
所在地		京丹後市●●町●●××番地	京丹後市内に所在地を有する団体であることが登録要件です。
代 表 者	ふりがな 氏名	●● ●●	
	住所	〒 ■■■ 京丹後市●●町●△番地 電話番号 ××-△△	代表者の住所に減免団体登録証を送付します。
構 成 員 数	合計	20人（うち市内に住所を有する者 18人）	
	中学生以下	人（うち市内に住所を有する者 人）	
	65歳以上	4人（うち市内に住所を有する者 3人）	
	障害者等 ^(注)	人（うち市内に住所を有する者 人）	
活動目的		スポーツを通して会員の健康づくりに寄与するため	
主な活動内容		●●●競技	
活動予定		毎週1回	活動予定を記入してください。「毎月●回」などの記入でも結構です。
登録要件確認 (□にレ印を記入)		<input checked="" type="checkbox"/> 営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体でない	

・「人数」と「うち市内に住所を有する人数」を記入してください。合計欄が3人以上で、その2/3以上が市民であることが登録要件です。
・中学生以下、65歳以上、障害者等については、該当がある場合のみ記入してください。

営利活動等を行う団体でない場合は、レ印をしてください。営利活動等を行う団体でないことが登録要件です。

※ 構成員数の中学生以下、65歳以上及び障害者等の項目については、該当がある場合のみ記入すること

注 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者の人数を記入すること

- 添付書類 (1) 団体の規約又は規約に準ずるもの
(2) 団体の役員名簿（役員ごとに氏名、住所及び生年月日を記載したもの）
(3) 団体の活動計画又はこれに準ずるもの

※ これより下は記入しないでください。

登録番号		登録日	年 月 日
------	--	-----	-------

決められた書式は特にありません。既に定めている規約等の写しを添付してください。
※ 各項目が全部必要というわけではありません。ただし、活動目的及び代表者を定める項目などは必須です。
※ 文化協会、体育協会等（市が事務局の団体を除く。）が、①登録申請書（個別）を一括提出する場合は添付不要です。

例

提出書類②

●●●●●●会規約

(名称)

第1条 この会は、●●●●●●会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

事務所がない場合は、「代表者の住所に置く。」などが考えられます。ただし、京丹後市内に所在地を有する団体であることが登録要件です。

第2条 本会の事務所は、●●●●●●に置く。

(目的)

登録要件：活動目的

第3条 本会は、各種のスポーツの実践を通して、心身ともに穏やかな人生を楽しむとともに、会員相互の交流・親睦を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 健康体操、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動
- (2) 他の団体との交流会の開催
- (3) その他本会の目的達成のために必要な活動

(会員及び入退会)

活動の目的に賛同する市民が加入し、及び脱退することができる。

第5条 会員は、本会の目的に賛同する者とする。

2 会員の入会及び退会は、原則として文書により行うものとする。

(役員)

登録要件：代表者

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ●名
- (2) 副会長 ●名
- (3) 会計 ●名
- (4) 監事 ●名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は●年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

3 会計は、本会の会計を総括する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

3 役員会は、必要に応じて開催するものとする。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、会員の会費、事業に伴う収入、補助金及び寄附金等をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年●月●日に始まり、翌年●月●日に終わる。

(規約の改正)

第11条 この規約は、総会において審議し、出席会員の過半数の決議をもって改正することができる。

附 則

施行日を定めてください（附則がない場合は、表題右上に「●●年●●月●●日施行」と施行の日がわかるようにしてください）。
※施行日は、申請日以前の日付であることが必須です。

この規約は、●●年●●月●●日から施行する。

役職、氏名、住所及び生年月日が記載されている書類がある場合は、その書類で結構です。新たに作成いただく必要はありません。

※ 文化協会、体育協会等（市が事務局の団体を除く。）が、①登録申請書（個別）を一括提出する場合は添付不要です。

団体役員名簿

団体名 _____

番号	役職	(ふりがな) 氏 名	住 所	生 年 月 日
1	会長	(●●● ●●●) ●● ●●	京丹後市●●町●●**-*	S●.●.●
2	副会長	(■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■) ■ ■ ■ ■ ■ ■	京丹後市■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■**-*	H■. ■. ■
3	副会長	(▼▼▼ ▼▼▼) ▼▼▼ ▼	京丹後市▼▼町▼▼**-*	S▼. ▼. ▼
4	会計	(▲▲ ▲▲▲▲) ▲▲ ▲▲	京丹後市▲▲町▲▲**-*	H▲. ▲. ▲
5	監事	(●●● ●●●) ●● ●●	京丹後市●●町●●**-*	S●.●.●
6	監事	(●●● ●●●) ●● ●●	京丹後市●●町●●**-*	S●.●.●
7		()		
8		()		
9		()		
10		()		
11		()		

例

提出書類④

活動の時期や活動内容が記載されている書類がある場合は、その書類で結構です。新たに作成いただく必要はありません。

※ 文化協会、体育協会等（市が事務局の団体を除く。）が、①登録申請書（個別）を一括提出する場合は添付不要です。

団体活動計画

団体名 _____

月（区分）	活 動 内 容
6月下旬	●●大会
11月中旬	●●交流大会
3月下旬	●●総会
毎週 水・金曜日	●●練習
毎月1回	●●合同練習